

証券コード 7482  
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋五丁目29番8号  
**株 式 会 社 シ モ ジ マ**  
代表取締役社長 下 島 和 光

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都千代田区外神田四丁目14番1号<br>秋葉原UDX 4階 Next-1<br><u>※開催場所が前回と異なります。詳細につきましては、<br/>末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。</u>                            |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第55期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第55期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役8名選任の件  |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会場への入場開始は午前9時を予定しております。開会直前は会場受付が大変混雑いたしますので、お早目の来場をお願い申し上げます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください(<http://www.shimojima.co.jp>)。
- ◎本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費が弱含みで推移し、足元では急速に進んだ円高・株安の影響が懸念される状況にあります。当社グループが属する業界においても、長期化する個人消費の低迷から、確実な景気回復が実感される状況には至っておりません。

このような状況のもとで、当社グループは基本理念である「お客様のニーズに迅速かつ的確にお応えする」ことを基本に、販売体制及び利益基盤の強化に取り組んでまいりました。営業販売部門においては、重点業界における新規開拓と取引拡大に努めるとともにオリジナルブランド商品の開発および拡販に努めました。また、特注品の受注獲得にも注力いたしました。パッケージプラザ事業においてはスーパーバイザーによる店舗指導や販売促進支援等の強化をいたしました。店舗販売部門においては、引き続き基本の徹底と販売員教育に注力しサービスの向上に努めてまいりました。また、店舗販売とインターネット通販を含む通信販売との連携強化を図りました。さらに大都市圏の店舗を中心にインバウンド需要に対応して、外国人観光客向けの商品を充実させ、販売体制強化を図りました。その結果、グループ全体での売上においては、増収を確保することができました。

利益面においては、売上が増加したことにより売上総利益額が増加し、前年を上回ることができました。販売費及び一般管理費においては、物流費は増加いたしました。人件費が減少したことにより、全体としては1.8%の増加に抑えることができました。

この結果、連結売上高は482億78百万円（前期比1.8%増）、連結営業利益は15億87百万円（前期比17.4%増）、連結経常利益は16億90百万円（前期比2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億51百万円（前期比29.2%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### [紙製品事業]

紙製品事業は、当社の創業以来の主力事業としてオリジナルブランドの紙袋・包装紙・紙器を中心に販売しております。紙袋及び紙器については、窓付角底袋など他社との差別化を図る新商品開発と当社の得意とする既製品の拡販に努めてまいりました。また、特注品の受注獲得にも引続き注力いたしました。その結果、紙製品事業の連結売上高は96億3百万円（前期比3.1%増）となりました。

#### [化成品・包装資材事業]

中核の化成品事業においては、市場のニーズに適合した商品開発と拡販に努めるとともに、特注品の受注獲得にも注力いたしました。さらに、食品関連業界や農業資材業界等の重点業界向けには食品関連包材を中心に新商品開発をすすめました。その結果、化成品・包装資材事業の連結売上高は257億75百万円（前期比2.4%増）となりました。

#### [店舗用品事業]

事務用品・商店用品・日用雑貨等を含む店舗用品事業は、オリジナルブランド商品を含め多岐に亘っております。「店舗及びオフィスで使用するあらゆるものが揃う」をコンセプトに事業展開を行っております。重点商品である文具・事務用品の新商品導入による品揃えの充実に努めてまいりましたが、通販業者等との競争激化や季節イベント関連商品が伸び悩んだことにより、前年の売上を確保するまでには至りませんでした。その結果、店舗用品事業の連結売上高は128億98百万円（前期比0.5%減）となりました。

## セグメント別売上高

区 分	主 要 品 目	第54期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		第55期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
紙 製 品 事 業	紙袋、包装紙、 紙器等	百万円 9,311	% 19.6	百万円 9,603	% 19.9
化 成 品 ・ 包 装 資 材 事 業	ポリ袋、 粘着テープ、 その他包装資材等	25,160	53.1	25,775	53.4
店 舗 用 品 事 業	POP用品、 文具事務用品、 店舗雑貨等	12,959	27.3	12,898	26.7
そ の 他 事 業	物流	—	—	—	—
合 計	—	47,431	100.0	48,278	100.0

### (2) 設備投資の状況

本社の一部建替工事等、建物・造作設備で586百万円、製袋機等の製造設備等、機械装置・有形リース資産で144百万円、サーバーリプレイス等ITに係るソフトウェアで138百万円等、総額1,183百万円の設備投資を実施しました。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (6) 会社の対処すべき課題

当社グループは、事業の拡大と経営基盤・経営体制の強化を中長期方針といたしております。

事業の拡大につきましては、当社ブランドのオリジナル商品開発や特注品の受注強化により包装資材業界でのシェアを拡大させるほか、通信販売の強化により販売チャネルを拡大し、事業形態を多様化させ、さらに、事業者向け包装資材の一般消費者への用途拡大やパーソナル向けの商品開発により市場拡大、新規市場開拓を図ってまいります。

経営基盤の強化につきましては、物流体制の確立や子会社との営業コラボレーションによりグループ内のサプライチェーンマネジメント（SCM）を強化してまいります。

経営体制の強化につきましては、コーポレートガバナンス体制の強化、企業としての社会的責任（CSR）の推進を図ってまいります。

当社グループが取り扱う包装用品業界市場では、成熟化が進行している状況にあります。そのような環境のなか、当社グループには、さらなる事業拡大が求められております。オリジナル商品・パーソナル商品の企画開発及び拡販に努めるとともに、通信販売事業の強化を図ってまいります。

また、商品・原材料価格及び為替相場が不安定な環境のもと、商品調達国の分散化と調達網構築の推進を通じて商品の安定供給確保及び仕入コストの低減を目指してまいります。さらには、生産性の向上を目指して業務の効率化を図ってまいります。

大規模災害のリスクに対しましては、引き続き、災害に強い情報システムと物流機能の構築を推進し、お取引先様、消費者様を含むステークホルダーの皆様への要請にお応えできるよう商品供給の体制づくりを実施してまいります。

## (7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (平成24年 4月1日から 平成25年 3月31日まで)	第53期 (平成25年 4月1日から 平成26年 3月31日まで)	第54期 (平成26年 4月1日から 平成27年 3月31日まで)	第55期 (平成27年 4月1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	47,748	49,361	47,431	48,278
経 常 利 益 (百万円)	2,557	2,118	1,653	1,690
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,575	1,271	813	1,051
1株当たり当期純利益 (円)	67.12	54.16	34.68	44.80
総 資 産 (百万円)	37,221	38,068	38,042	38,461
純 資 産 (百万円)	30,403	31,017	31,417	31,739
1株当たり純資産額 (円)	1,292.32	1,320.26	1,337.72	1,350.34

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。

なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第52期 (平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで)	第53期 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)	第54期 (平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで)	第55期 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	44,363	45,736	43,752	44,364
経 常 利 益 (百万円)	2,658	2,076	1,747	1,605
当 期 純 利 益 (百万円)	1,554	1,233	948	917
1株当たり当期純利益 (円)	66.21	52.54	40.41	39.08
総 資 産 (百万円)	36,350	37,087	37,197	37,471
純 資 産 (百万円)	30,242	30,829	31,379	31,568
1株当たり純資産額 (円)	1,288.05	1,313.08	1,336.58	1,344.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。



(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
商い支援(株)	東京都	100百万円	100%	インターネット販売業務受託
シモジマ加工紙(株)	栃木県	20	100	物流業
サンワ(株)	大阪府	90	100	アパレル業界向け紙製品・店舗用品等の販売
(株)リード商事	東京都	10	100	花材園芸業界向け店舗用品等の販売業
ハイコーパック(株)	栃木県	80	25.0 (注)	紙製品等の業
(有)彩光社	東京都	3	36.4 (注)	印刷業
(株)エスティシー	東京都	90	100	紙製品・化成品等の業 輸 入

(注) 1. ハイコーパック(株)及び(有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(9) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

セグメント 区 分	主 要 製 品	会 社 名
紙 製 品 事 業	紙袋、包装紙、紙器等	当社、サンワ(株)、商い支援(株)、 ヘイコーパック(株)、 (株)エステシー
化 成 品 ・ 包 装 資 材 事 業	ポリ袋、粘着テープ、 その他包装資材等	当社、サンワ(株)、商い支援(株)、 (株)エステシー
店 舗 用 品 事 業	POP用品、文具事務用品、 店舗雑貨等	当社、サンワ(株)、商い支援(株) (株)リード商事、(有)彩光社
そ の 他 事 業	上記事業の運送・保管	シモジマ加工紙(株)

(10) 主要な営業所及び拠点（平成28年3月31日現在）

当 社	①本 社	東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
	②営業所	東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、宇都宮、埼玉、前橋、千葉、横浜、静岡、名古屋、高松、広島、福岡
	③店 舗 (東 京)	馬喰横山店、浅草橋本店、浅草橋駅前店、浅草橋クラマエ店、府中店、関東通販店、east side tokyo、WRAPPLE渋谷パルコ、ラッピング倶楽部、パッケージプラザ三軒茶屋店、パッケージプラザ中野店、パッケージプラザ上板橋店、プロパックかっぱ橋店、プロパック立川店
	(大 阪)	心斎橋店、船場センタービル3号館店、船場センタービル7号館店、プロパック東大阪店
	(その他)	名古屋店、明道町店（名古屋市）、岐阜店、ニューポートひたちなか店、宇都宮店、宇都宮市場店、松戸店、船橋店、三宮店（神戸市）、canaelleグランツリー武蔵小杉（川崎市）、WRAPPLE福岡パルコ、パッケージプラザ平林店（長野市）、パッケージプラザ宮千代店（仙台市）、パッケージプラザ横浜店、パッケージプラザ渋谷店（秦野市）、プロパック所沢店、プロパック西大路五条店（京都市）、プライダルボックスアニバーサリーサロン横濱（横浜市）、ラッピング倶楽部藤沢店
	④配 送 センター	田沼配送センター（佐野市） 東部配送センター（さいたま市） 西部配送センター（東大阪市） 大阪南港物流センター（大阪市）
子会社	⑤営業拠点	高い支援㈱(東京都台東区) サンワ㈱(大阪市中央区) ㈱リード商事(東京都大田区)
	⑥生産拠点	ヘイコーパック㈱(栃木県芳賀町) ㈱彩光社（東京都荒川区）
	⑦その他	シモジマ加工紙㈱(栃木県佐野市) ㈱エステシー（東京都台東区）

(11) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
816名	△27名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
586(225)名	△6(△14)名	37.1歳	14.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(12) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 67,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,257,826株
- ③ 株主数 6,746名
- ④ 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有限会社 謙友	2,822千株	12.01%
有限会社 ケイエヌジェイ	2,787	11.87
有限会社 和貴	2,295	9.77
下島 謙司	2,139	9.11
下島 公明	724	3.08
下島 和光	713	3.04
シモジマ従業員持株会	592	2.52
日本生命保険相互会社	560	2.38
シモジマ取引先持株会	458	1.95
株式会社 S B I 証券	382	1.63

(注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（780千株）を控除して計算しております。

2. 上記のほか、当社が自己株式780千株を所有しております。

3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 持株比率は、小数点第3位未満を切り捨てております。

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	下 島 和 光	サンワ(株)取締役会長
取 締 役	谷 中 浩 三	管理本部長
取 締 役	横 山 庄 蔵	営業統括本部長兼販売本部長
取 締 役	下 島 公 明	開発本部長
取 締 役	船 井 勝 仁	(株)船井本社代表取締役社長
取 締 役	梅 野 勉	三井金属アクト(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	桑 子 幸 彦	
常 勤 監 査 役	古 橋 孝 夫	
監 査 役	佐 藤 裕 一	公認会計士佐藤裕一事務所代表 エイベックス・グループ ・ホールディングス(株)社外取締役 (株)東葛ホールディングス社外監査役 シンデン・ハイテックス(株)社外監査役
監 査 役	榎 本 峰 夫	榎本峰夫法律事務所主宰 (株)セガホールディングス社外監査役 日本工営(株)社外監査役 セガサミーホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役船井勝仁氏並びに梅野勉氏は、社外取締役であります。
2. 取締役船井勝仁氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
3. 取締役梅野勉氏は、企業経営者として豊富な経験を有しております。
4. 監査役佐藤裕一氏並びに監査役榎本峰夫氏は、社外監査役であります。
5. 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見を有しております。
6. 監査役榎本峰夫氏は、弁護士（東京弁護士会）の資格を有し、法令順守及びガバナンス、監査体制等に関する知見を有しております。
7. 当社は平成26年6月24日より、執行役員制度を導入しております。

執行役員の地位及び担当等の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役専務執行役員	谷 中 浩 三	管理本部長
取締役常務執行役員	横 山 庄 蔵	営業統括本部長兼販売本部長
取締役常務執行役員	下 島 公 明	開発本部長
執 行 役 員	川 西 邦 典	開発本部副本部長
執 行 役 員	石 川 雅 秋	商品本部長 (株)エスティシー代表取締役社長
執 行 役 員	猪 木 秀 彦	管理本部副本部長兼人事部長 シモジマ加工紙(株)取締役
執 行 役 員	植 松 徹	営業統括本部副本部長
執 行 役 員	笠 井 義 彦	営業本部長
執 行 役 員	下 島 雅 幸	管理本部副本部長兼経営管理部長
執 行 役 員	小 野 寺 仁	経営企画室長 商い支援(株)代表取締役社長
執 行 役 員	下 島 謙 司	販売本部副本部長 商い支援(株)取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である船井勝仁氏と梅野勉氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

③ 独立役員の届出

当社は、社外取締役である船井勝仁氏及び梅野勉氏、並びに社外監査役である佐藤裕一氏及び榎本峰夫氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し届け出ております。

④ 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	6名 (2)	140百万円 (8)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	5 (2)	30 (5)
合 (う ち 社 外 役 員) 計	11 (4)	171 (13)

- (注) 1. 取締役の報酬は、定額的な基本報酬と業績に連動する賞与の二本立てとしており、後者の算定では経営上の提案状況及びその実施状況、結果としての経営実績を斟酌しております。最終的に、報酬は取締役会が決定しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬等の額のうち、役員賞与は10百万円（取締役8百万円、監査役2百万円。うち社外監査役0百万円）であります。
6. 監査役の報酬等の額には、平成27年6月24日開催の第54回定時株主総会最終の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
7. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。取締役及び監査役の状況での員数と相違しておりますのは、平成27年6月24日開催の第54回定時株主総会最終の時をもって退任した監査役が1名（うち社外監査役一名）含まれているためであります。

ロ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役

##### イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役船井勝仁氏は、(株)船井本社代表取締役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。

取締役梅野勉氏は、三井金属アクト(株)社外取締役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。

##### ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

##### ハ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### 二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	船井勝仁	取締役会（臨時取締役会含む）13回開催中12回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
取締役	梅野勉	平成27年6月24日就任以降に開催された取締役会（臨時取締役会含む）9回開催中9回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。

#### ② 監査役

##### イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役佐藤裕氏は、公認会計士佐藤裕一事務所の代表であり、当該事務所と当社との間には取引関係はありません。

監査役榎本峰夫氏は、榎本峰夫法律事務所の主宰であり、当該事務所と当社の間には、法律顧問業務の委託取引契約の締結をしておりましたが、当該事務所と当社との間における取引額は僅少でした。

ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

監査役佐藤裕氏は、エイバックス・グループ・ホールディングス(株)社外取締役、(株)東葛ホールディングス社外監査役、シンデン・ハイテック(株)社外監査役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。

監査役榎本峰夫氏は、(株)セガホールディングス社外監査役、日本工営(株)社外監査役、セガサミーホールディングス(株)社外監査役であり、当該会社と当社との間には取引関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	佐藤裕一	取締役会（臨時取締役会含む）13回開催中13回、並びに監査役会13回中13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行い、また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
監査役	榎本峰夫	取締役会（臨時取締役会含む）13回開催中13回、並びに監査役会13回中13回に出席いたしました。弁護士として豊富な経験と当社を取り巻く経営環境にも精通しております。専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切な助言・意見を述べております。また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制等の適宜発言を行っております。

ホ. 補欠監査役の選任

補欠監査役につきましては、平成26年6月24日開催の第53回定時株主総会において、法令に定める監査役（社外）の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、唐澤貴夫氏の選任にご承認を得られています。また、その選任の効力につきましては、当社定款第32条第4項にて当該決議後4年以内に終了する事業年度の定時株主総会の開始の時までとしています。

なお、同氏が監査役（社外）に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容 該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」が2015年5月1日に施行され、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することになりましたので、2016年4月8日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の基準を決議しております。

## ⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

### イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

### ロ 処分内容

- ・ 3か月の業務の一部停止  
(契約の新規の締結に関する業務の停止)  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

### ハ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるグループ行動指針（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底をはかります。
  - ・ 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
  - ・ 企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
  - ・ 監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
  - ・ 社外取締役2名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化をはかり、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
  - ・ 取締役会の評価を実施し、その運営の適正をはかります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程にしたがい保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
  - ・ 情報システム管理規程を制定して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
  - ・ マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は定期的に取締役会へ報告します。
- ・災害等(地震、火災、新型インフルエンザ、その他)に起因する緊急事態については、危機管理規程にしたがい災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- ・内部者取引防止規程(インサイダー取引防止)により、社内情報管理の強化をはかるとともに未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- ・情報システム管理規程及び個人情報保護規程に基づき、情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社管理・統括を実行します。
- ・反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- ・品質管理規程を制定するとともに、品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。
- ・子会社等は関係会社管理規程により、重要な契約の締結、重要な投融資等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危機の抑制をはかることとしています。
- ・監査室を中心とする内部監査を実施することにより、各部門での損失・危険の拡大防止をはかります。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、並びに執行役員制の導入により組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上をはかります。

- ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス行動指針（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
  - ・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のグループ行動指針（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
  - ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
  - ・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備をはかり順守しています。
  - ・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止をはかります。
  - ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
  - ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
  - ・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規定に基づき相談・通報窓口を設置しています。
  - ・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。
- ⑥ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。
  - ・出向規程に基づき、常勤・非常勤に係らず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。

- ・ 企業集団の業務運営状況を把握しその改善をはかるため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
  - ・ 子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とコミュニケーション等により計画修正し職務遂行をはかります。
  - ・ 子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動規範を順守します。
  - ・ 子会社等との取引については、基本契約や社内規定等に基づき市場価格によって適切に行います。
  - ・ 子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。
- ⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役からの要請に基づき、監査役職務を補助するために必要な要員を配置します。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
  - ・ 監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、取締役会の承認を得ます。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。



⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めるときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。
- ・社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に出席した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項は監査役に報告します。
- ・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。
- ・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規定を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱しないこと並びに個人情報保護は担保しています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。
- ・監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。
- ・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。

なお、前11項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、内容を一部改定しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①会議の開催状況

当会計年度において取締役会は、計13回開催し、法令及び定款に規定された事項や経営方針等の重要事項について、職務執行の適切性、効率性等の観点から審議を行いました。監査役会は、計13回開催し、監査役規程等の改定のほか業務監査・内部統制監査の報告を行いました。執行役員会は計27回開催し、業務執行等に関する調整を行いました。内部統制委員会は4回開催し、各種法令への対応や、クレーム・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論いたしました。

### ②リスク管理

リスク管理のため、各本部が日常的なモニタリングを行っているほか、取締役会・監査役会・執行役員会・内部統制委員会でそれぞれ関連事項を議論し、監督しています。また、環境に関するリスクは環境プロジェクトが、品質に関するリスクは品質管理委員会がそれぞれ関連法令の確認や、運用状況のモニタリング等を実施しております。

### ③財務報告の適正

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価（J-SOX）に関しては、経営管理部及び監査室を中心に組織的な整備評価、運用評価を行い、統制の有効性を確認しています。

### ④監査

企業集団における業務の適正性を確保するために、監査役および監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行っております。

### ⑤コンプライアンス

会社法の改正を受けて、関係会社管理規程を改定したほか、関係会社承認基準を整備し、グループとしての統制を明確化しました。また、番号法、女性活躍推進法、ストレスチェック制度等の重要法令に関して対応を検討いたしました。なお、コンプライアンス教育を新人研修、階層別研修等の社員研修において実施しています。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,766	流動負債	4,556
現金及び預金	8,864	支払手形及び買掛金	2,169
受取手形及び売掛金	5,645	リース債務	143
商品及び製品	5,006	未払法人税等	470
原材料及び貯蔵品	549	賞与引当金	354
繰延税金資産	273	役員賞与引当金	22
その他	436	その他	1,395
貸倒引当金	△10	固定負債	2,165
固定資産	17,695	リース債務	588
有形固定資産	14,336	繰延税金負債	5
建物及び構築物	5,144	再評価に係る繰延税金負債	277
機械装置及び運搬具	266	退職給付に係る負債	988
土地	7,361	資産除去債務	33
リース資産	1,372	その他	272
その他	191	負債の部合計	6,721
無形固定資産	631	純資産の部	
リース資産	130	株主資本	37,968
その他	501	資本金	1,405
投資その他の資産	2,726	資本剰余金	1,304
投資有価証券	304	利益剰余金	36,137
長期貸付金	167	自己株式	△879
繰延税金資産	253	その他の包括利益累計額	△6,276
その他	2,138	その他有価証券評価差額金	134
貸倒引当金	△137	繰延ヘッジ損益	△182
資産の部合計	38,461	土地再評価差額金	△6,195
		退職給付に係る調整累計額	△32
		非支配株主持分	48
		純資産の部合計	31,739
		負債及び純資産の部合計	38,461

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日 から)  
(平成28年 3月 31日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	48,278
売 上 原 価	33,222
売 上 総 利 益	15,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,468
営 業 利 益	1,587
営 業 外 収 益	284
営 業 外 費 用	181
経 常 利 益	1,690
特 別 利 益	67
保 険 解 約 返 戻 金	16
債 務 免 除 益	51
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,757
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	630
法 人 税 等 調 整 額	49
当 期 純 利 益	1,077
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	26
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,051

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,405	1,304	35,600	△879	37,431
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△515		△515
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,051		1,051
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	536	△0	536
当 期 末 残 高	1,405	1,304	36,137	△879	37,968

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価 差 額	繰延ヘッジ 損益	土 地 再 評 価 差 額	退職給付に 係る累 計	その他の包括 利益累計 額		
当 期 首 残 高	125	62	△6,210	△13	△6,035	22	31,417
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△515
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,051
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	8	△245	15	△19	△240	25	△214
当 期 変 動 額 合 計	8	△245	15	△19	△240	25	322
当 期 末 残 高	134	△182	△6,195	△32	△6,276	48	31,739

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 7社

連結子会社は、商い支援(株)、シモジマ加工紙(株)、サンワ(株)、(株)リード商事、ハイコーパック(株)、(有)彩光社、(株)エスティシーであります。

##### ② 非連結子会社の名称等 下島（上海）商貿有限公司、台湾下島包装股份有限公司 (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、かつ、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

##### ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品・製品

店 舗

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

店舗以外

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ 原材料

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産  
(リース資産除く) 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。
  - ロ. 無形固定資産  
(リース資産除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。
  - ハ. リース資産  
(所有権移転外  
ファイナンス・リース取引) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 当社及び連結子会社の一部は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の一部は、従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
  - ハ. 役員賞与引当金 当社及び連結子会社の一部は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の  
期間帰属方法 当社及び連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ロ. 数理計算上の差異の  
費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
  - ハ. 未認識数理計算上の差異の  
会計処理方法 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
  - ニ. 小規模企業等における  
簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

外貨建仕入取引について、為替相場の変動によるリスクをヘッジするため為替予約を行っております。また、外貨建仕入の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,156百万円  
 (2) 受取手形裏書譲渡高 22百万円  
 (3) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日  
 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
 △1,351百万円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数  
 普通株式 24,257,826株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通 株式	258	11	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月29日 取締役会	普通 株式	258	11	平成27年9月30日	平成27年12月7日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
 平成28年6月24日開催の第55回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	258	利益剰余金	11	平成28年3月31日	平成28年6月27日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的に価格変動リスクが僅少で容易に換金可能な運用としています。デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを軽減する目的で取引予定額等に基づき為替予約取引を使用してヘッジしております。投資有価証券は、主に株式で取引先の持株会加入により取得したものであり、市場価格の変動によるリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入契約に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定に従い、営業債権について所管する担当部門が必要な取引先の状況を定期的に評価し、取引相手ごとに残高管理をするとともに、回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社においても、当社の与信管理規定に準じて同様な管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、当該通貨の月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (*1)	時 価	差 額
① 現金及び預金	8,864	8,864	—
② 受取手形及び売掛金	5,645	5,645	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	303	303	—
④ 支払手形及び買掛金 (*1)	(2,169)	(2,169)	—
⑤ デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されているもの	(260)	(260)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ デリバティブ取引

時価の算定方法は取引先金融機関より提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,350円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	44円80銭

7. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,613	流動負債	3,922
現金及び預金	8,255	支払手形	58
受取手形	938	買掛金	1,779
売掛金	4,175	リース債務	115
商品	4,750	未払金	548
材料及び貯蔵品	451	未払費用	232
繰延税金資産	253	未払法人税等	436
その他	796	賞与引当金	303
貸倒引当金	△7	役員賞与引当金	20
固定資産	17,857	その他	429
有形固定資産	13,102	固定負債	1,980
建物	4,378	リース債務	570
構築物	27	預り敷金保証金	112
機械装置	183	退職給付引当金	879
車両運搬具	0	長期未払金	107
工具・器具及び備品	93	再評価に係る繰延税金負債	277
土地	6,987	資産除去債務	33
リース資産	1,343	負債の部合計	5,902
建設仮勘定	86	純資産の部	
無形固定資産	573	株主資本	37,805
ソフトウェア	420	資本金	1,405
リース資産	114	資本剰余金	1,304
その他	38	資本準備金	1,273
投資その他の資産	4,180	その他資本剰余金	31
投資有価証券	295	利益剰余金	35,967
関係会社株	452	利益準備金	351
出資	1	その他利益剰余金	35,615
長期貸付金	1,465	固定資産圧縮積立金	52
繰延税金資産	239	別途積立金	34,500
敷金・保証金	387	繰越利益剰余金	1,063
保険積立金	1,443	自己株式	△871
その他	23	評価・換算差額等	△6,237
貸倒引当金	△129	その他有価証券評価差額金	134
資産の部合計	37,471	繰延ヘッジ損益	△176
		土地再評価差額金	△6,195
		純資産の部合計	31,568
		負債及び純資産の部合計	37,471

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	44,364
売 上 原 価	30,562
売 上 総 利 益	13,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,319
営 業 利 益	1,482
営 業 外 収 益	284
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36
受 取 賃 貸 料	45
そ の 他	202
営 業 外 費 用	161
売 上 割 引	3
為 替 差 損	37
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	85
そ の 他	35
経 常 利 益	1,605
特 別 利 益	15
保 険 解 約 返 戻 金	15
特 別 損 失	68
関 係 会 社 株 式 評 価 損	68
税 引 前 当 期 純 利 益	1,553
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	592
法 人 税 等 調 整 額	43
当 期 純 利 益	917

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株 主 資 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,405	1,273	31	1,304	351	53	34,000	1,160	35,564	△871	37,403
当 期 変 動 額											
税率変更による積立金の調整額						1		△1	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	-		-
別途積立金の積立							500	△500	-		-
剰余金の配当								△516	△516		△516
当期純利益								917	917		917
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	500	△98	401	△0	400
当 期 末 残 高	1,405	1,273	31	1,304	351	52	34,500	1,063	35,967	△871	37,805

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	125		61	△6,210	△6,023	31,379
当 期 変 動 額						
税率変更による積立金の調整額						-
固定資産圧縮積立金の取崩						-
別途積立金の積立						-
剰余金の配当						△516
当期純利益						917
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8		△238	15	△213	△213
当期変動額合計	8		△238	15	△213	187
当 期 末 残 高	134		△176	△6,195	△6,237	31,568

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法                   |   |
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法                   | 移動平均法による原価法   |
| 子会社株式及び関連会社株式                       |   |
| その他有価証券                             | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                                 |
| ・時価のあるもの                            | 移動平均法による原価法   |
| ・時価のないもの                            |   |
| ② デリバティブの評価基準及び評価方法                 | 時価法   |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法                  |   |
| ・商品                                 |   |
| 店 舗                                 | 売価還元法による原価法<br>（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                                  |
| 店舗以外                                | 移動平均法による原価法<br>（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                                  |
| ・原材料                                | 移動平均法による原価法<br>（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                                  |
| (2) 固定資産の減価償却の方法                    |   |
| ① 有形固定資産<br>（リース資産を除く）              | 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。                       |
| ② 無形固定資産<br>（リース資産を除く）              | 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。                  |
| ③ リース資産<br>（所有権移転外<br>ファイナンス・リース取引） | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。   |
| (3) 引当金の計上基準                        |   |
| ① 貸倒引当金                             | 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金                             | 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。   |
| ③ 役員賞与引当金                           | 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。   |



- ④ 退職給付引当金
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ③ ヘッジ方針
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
- (5) 消費税等の会計処理
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 繰延ヘッジ処理によっております。
- ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建金銭債務
- 外貨建仕入取引について、為替相場の変動によるリスクをヘッジするため為替予約を行っております。また、外貨建仕入の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。
- ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- 税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                 | 8,756百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                           | 513百万円   |
| ② 長期金銭債権                           | 1,515百万円 |
| ③ 短期金銭債務                           | 325百万円   |
| (3) 事業用土地の再評価                      |          |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,351百万円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 427百万円   |
| ② 仕入高        | 9,068百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 922百万円   |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 48百万円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 780,130株

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産	
(流動)	
事業税	29 百万円
賞与引当金	93
貸倒引当金	10
繰延ヘッジ損益	78
その他	40
計	253
(固定)	
貸倒引当金	31
退職給付引当金	269
長期未払金	32
関係会社株式評価損	20
関係会社出資金評価損	70
その他	20
計	445
繰延税金資産小計	698
評価性引当額	△123
繰延税金資産計	575
② 繰延税金負債	
(固定)	
固定資産圧縮積立金	23
その他有価証券評価差額金	59
計	82
繰延税金負債計	82
③ 繰延税金資産の純額	492

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度に使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した額）は、25百万円減少し、法人税等調整額が24百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が3百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は15百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
			役員等 兼任	事業上 の関 係				
役員及び その近親者	谷中正	なし	なし	紙製品の 加工委託	紙袋の加工 (注)1 原材料の支 給(注)1	16 3	買掛金	1

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
			役員等 兼任	事業上 の関 係				
子会社	シモジマ加工紙(株)	(所有) 直接 100.0	兼任 1人	物流業務 委託	倉敷料 (注)1	819	未払金	229
子会社	サンワ(株)	(所有) 直接 100.0	兼任 2人	当社の販 売品	資金の付 2の取 引(注)2 貸借料 の受	— 13	長期 貸付金 —	264
子会社	(株)リード商事	(所有) 直接 100.0	兼任 —	当社の販 売品	資金の付 3の取 引(注)3 貸借料 の受	—	短期 貸付金 長期 貸付金	96 320
子会社	ハイコーパック(株)	(所有) 直接 25.0	兼任 1人	紙製品の 加工委託	紙袋の工 1の給 付(注)1 原材料の 支(注)1	1,962	未収入金	215
					資金の付 4の取 引(注)4 貸借料 の受	1,059		
子会社	(株)エスティシー	(所有) 直接 100.0	兼任 —	紙製品・化 成品の輸 入	商品仕入 (注)1	7,888	短期 貸付金 長期 貸付金 買掛金	64 667 74

- (注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。  
 2. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は平成30年10月20日(毎月返済)であります。なお、担保は受け入れておりません。  
 3. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は平成32年3月20日(毎月返済)であります。なお、担保は受け入れておりません。  
 4. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は平成39年9月20日(毎月返済)であります。なお、担保は受け入れておりません。  
 5. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額  
 (2) 1株当たり当期純利益

1,344円61銭  
 39円8銭

8. 重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 シモジマ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	北 澄 和 也	Ⓜ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	立 石 康 人	Ⓜ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 シモジマ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 桑 子 幸 彦 ㊟

常勤監査役 古 橋 孝 夫 ㊟

社外監査役 佐 藤 裕 一 ㊟

社外監査役 榎 本 峰 夫 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ配当性向30%を目途とすることを基本方針として実施しております。

#### 1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、258,254,656円となります。

また、平成27年12月7日において中間配当金として1株につき11円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき22円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500百万円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500百万円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる役員~~の範囲が社外取締役・社外監査役から、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)~~や監査役に拡大されたため、定款第28条(取締役の責任限定)、同第35条(監査役の責任限定)を変更するものであります。

なお、変更案第28条(取締役の責任限定)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定(定款第32条3項)の根拠条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条から第27条(条文省略)</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第1条から第27条(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第29条から第32条(条文省略)</p>	<p>第29条から第32条(現行どおり)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任決議) 第32条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ (条文省略)</p> <p>第33条から第34条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の選任決議) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととする場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④ (現行どおり)</p> <p>第33条から第34条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任限定) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条から第44条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任限定) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条から第44条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名増員し、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補の指名を行う際は、法定要件及び社内規程上の要件のほか、人格と識見を重視し、取締役会で慎重に審議しております。また、その掌管業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	しも じま わ こう 下 島 和 光 (昭和28年9月24日生)	昭和58年 1月 シモジマ商事(株)入社 平成 元年 4月 同社東京第三営業部長に就任 平成 2年 6月 同社取締役就任 平成 3年 4月 当社取締役就任 平成 6年 7月 当社常務取締役経営企画室長に就任 平成13年 4月 当社常務取締役営業本部長に就任 平成16年 6月 当社代表取締役専務に就任 平成17年 4月 当社代表取締役社長に就任 (現任)	713,781株
<p>【重要な兼職の状況】 サンワ(株)取締役会長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、永年当社経営の中核を担っており、当社の幅広い業務に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能を確保すべく、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
2	よこ やま しょう ぞう 横 山 庄 蔵 (昭和31年11月4日生)	昭和54年 4月 (株)シモジマ入社 平成 8年 4月 当社東京営業部長に就任 平成10年 4月 当社関東営業部長に就任 平成15年 4月 当社業態開発部長に就任 平成16年 6月 当社取締役営業副本部長に就任 平成18年 6月 当社取締役営業本部長に就任 平成20年 6月 当社常務取締役営業本部長に就任 平成21年12月 当社常務取締役営業統括本部長に就任 平成27年 6月 当社常務取締役営業統括本部長兼販売本部長に就任 (現任)	10,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社の営業・マーケティングの分野で重責を担っており、関連する経験と経営全般に関する知見を豊富に有するため、取締役会の意思決定機能と監督機能の実効性を確保すべく、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	しも じま こう めい 下 島 公 明 (昭和32年9月15日生)	昭和55年 4月 (株)シモジマ入社 昭和63年 4月 シモジマ商事(株)電算室長に就任 平成 6年 6月 当社取締役電算室長に就任 平成13年 4月 当社取締役情報システム部長に就任 平成14年 6月 当社取締役監査室長に就任 平成24年 6月 当社常務取締役監査室長に就任 平成27年 6月 当社常務取締役開発本部長に就任 (現任)	724,600株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、当社のIT・内部統制・リスク管理につき豊富な経験と見識を有しており、当社の商品・サービスの構造・特質にも詳しいことから、取締役会の意思決定機能と監督機能の実効性を確保するため、引き続き取締役候補者となりました。	
※4	かさ い よし ひこ 笠 井 義 彦 (昭和34年1月21日生)	昭和56年 4月 (株)シモジマ入社 平成19年 3月 当社西日本営業部長に就任 平成20年 2月 当社子会社サンワ(株)代表取締役社長に就任 平成24年 5月 当社営業副本部長兼西日本営業部長に就任 平成24年 6月 当社取締役営業副本部長に就任 平成26年 6月 当社執行役員営業本部副本部長に就任 平成27年 6月 当社執行役員営業本部長に就任 (現任)	3,600株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、営業・マーケティングに精通しているほか、子会社経営の実績を有し、取締役会の意思決定・監督の効率性・実効性の向上に資するべく、新たに取締役候補者となりました。	
※5	しも じま まさ ゆき 下 島 雅 幸 (昭和30年10月14日生)	昭和53年 4月 (株)三和銀行入行 平成17年 1月 (株)シモジマ入社 平成21年 4月 当社経営管理部長に就任 平成23年 12月 当社財務部長に就任 平成26年 6月 執行役員管理本部副本部長に就任 平成27年 4月 執行役員管理本部副本部長兼経営管理部長に就任 (現任)	182,052株
		【取締役候補者とした理由】 候補者は、財務・経営管理・子会社管理に関する豊富な経験を有しており、国際ビジネスの経験にも通じていることから、取締役会の意思決定・監督の適切性を向上すべく、新たに取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※ 6	おの 寺 仁 (昭和35年6月18日生)	昭和58年 4月 シモジマ商事(株)入社 平成17年 4月 当社経営企画室長に就任 平成26年 6月 当社執行役員経営企画室長に就任 (現任)	3,300株
	<p>【重要な兼職の状況】 商い支援(株)代表取締役社長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、経営企画部門の経験を豊富に有し、予算統制、上場法制、I R等関連事項に精通しているほか、重要性の高い通販事業を営む子会社の経営の経験を有していることから、取締役会の意思決定機能と監督機能の向上をはかるべく、新たに取締役候補者となりました。</p>		
7	ふな 井 勝 仁 (昭和39年5月26日生)	昭和63年 4月 (株)船井総合研究所入所 平成10年 3月 同社常務取締役業務本部副部長 平成19年 6月 当社社外監査役に就任 平成20年 3月 (株)船井本社代表取締役 (現任) 平成26年 6月 当社社外取締役に就任 (現任)	14,400株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、永年経営コンサルティング会社の取締役として経営に関与されており、当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定が行われ、監督機能の実効性が確保できるものと判断したため、選任をお願いするものであります。</p>		
8	うめ の つとむ 梅野 勉 (昭和26年3月6日生)	昭和51年 9月 本田技研工業(株)入社 平成 7年 9月 同社本田オーストラリアPtyLtd. 代表取締役社長 平成10年 6月 同社東アジア大洋州部長 平成12年 4月 フォルクスワーゲングループ ジャパン(株)代表取締役 平成13年 7月 同社代表取締役社長 平成17年 5月 日本自動車輸入組合理事長 平成20年 2月 フォルクスワーゲングループ ジャパン(株)代表取締役会長 平成21年 7月 M&C S A A T C H I (株) Managing Partner 平成22年 6月 三井金属アクト(株)社外取締役 (現任) 平成26年 6月 当社特別顧問に就任 平成27年 6月 当社社外取締役に就任 (現任)	一 株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、自動車会社の経営者として豊富な経験を有しており、当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定が行われ、取締役会の監督機能の実効性が確保できるものと判断したため、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1.※は、新任の取締役候補者であります。
- 2.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3.船井勝仁氏と梅野勉氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4.船井勝仁氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。梅野勉氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  - 5.社外取締役との責任限定契約の概要は、以下のとおりであります。当社は、船井勝仁氏及び梅野勉氏の間で当社定款第28条（取締役の責任限定）及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。船井勝仁氏及び梅野勉氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
  - 6.当社は、船井勝仁氏と梅野勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
  - 7.当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性の基準に加えて、当社グループや当社役員、主要株主の関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、船井勝仁氏と梅野勉氏は当該独立性基準を満たしております。

(ご参考) 社外取締役の独立性等について

当社における独自の独立性基準は、以下のとおりです。

- (1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となったことがないこと。
- (2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
- (3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
- (4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
- (5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
- (6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均10百万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先（法人または団体である場合は、現に所属している者）ではないこと。
- (7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
- (8) 前4項5項6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
- (9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

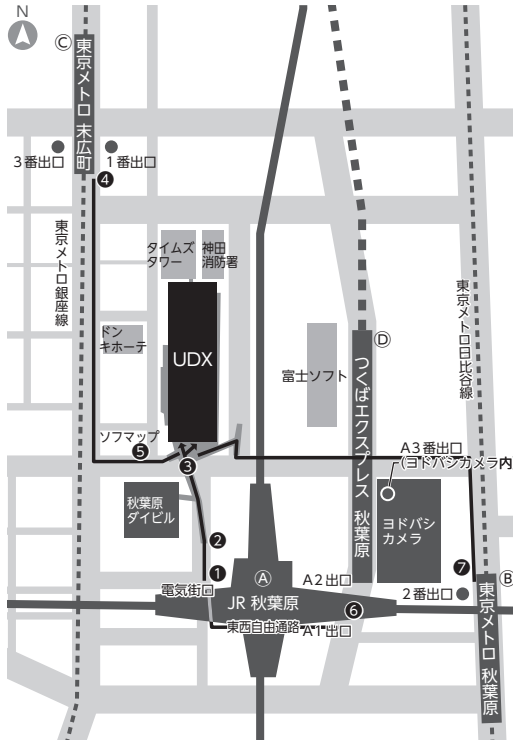
以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

秋葉原UDX 4階 Next-1

電話 (03) 3254-8421



## 最寄駅

① JR総武線・山手線・京浜東北線  
秋葉原駅

電気街口より  
徒歩2分(①→②→③)

② 東京メトロ日比谷線  
秋葉原駅

2番出口より  
徒歩4分(⑦→③)

③ 東京メトロ銀座線  
末広町駅

1番又は3番出口より  
徒歩3分(④→⑤→③)

④ つくばエクスプレス  
秋葉原駅

A1出口より  
徒歩3分(⑥→①→②→③)

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。